

# 「特定都市河川浸水被害対策法施行細則」(案)の概要

千葉県県土整備部河川整備課

## 1 趣旨

特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号。以下「法」という。)の施行に関し、特定都市河川浸水被害対策法施行令(平成16年政令第168号)、特定都市河川浸水被害対策法施行規則(平成16年国土交通省令第64号。以下「省令」という。)及び特定都市河川浸水被害対策法に基づく雨水貯留浸透施設等の標識の設置に関する条例(令和5年千葉県条例第25号)に定めるもののほか、必要な事項を定めます。

## 2 制定内容

規則で制定する主な内容は以下のとおりとします。

### (1) 雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定の申請

ア 雨水貯留浸透施設整備計画の変更の認定を受けようとする者は、雨水貯留浸透施設整備計画変更認定申請書を知事に提出するものとします。

イ アの雨水貯留浸透施設整備計画変更認定申請書には、省令第6条第2項各号に掲げる図書のうち変更に係るものを添付するものとします。

### (2) 雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書等

雨水浸透阻害行為の許可を受ける者がその申請に際し提出する雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の計画説明書の様式を定めるとともに、当該計画説明書に雨水浸透阻害行為に関する工事及び対策工事の工程表を添付するものとします。

### (3) 雨水浸透阻害行為協議書の添付図書

国又は地方公共団体が雨水浸透阻害行為の協議を行う際に提出する雨水浸透阻害行為協議書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書を添付するものとします。

### (4) 変更の許可の申請等

ア 雨水浸透阻害行為の許可の変更の許可を受ける者が提出する申請書の様式を定めます。

イ 雨水浸透阻害行為の許可に係る軽微な事項の変更に関する届出については、雨水浸透阻害行為変更届出書により行うものとします。

ウ 国又は地方公共団体による雨水浸透阻害行為の許可の変更に関する協議については、アにより定める申請書により行うものとします。

エ アにより定める申請書には、省令第18条第1項各号に掲げる図書のうち変更に係るものを添付するものとします。

(5) 雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書の添付図書

雨水浸透阻害行為に関する工事完了届出書には、雨水貯留浸透施設の位置及び形状を明らかにした図面、雨水貯留浸透施設の構造詳細図、その他知事が必要と認める図書を添付するものとします。

(6) 身分証明書

法第42条第2項及び第74条第2項（法第77条第5項において準用する場合を含む。）に規定する身分を示す証明書を定めます。

(7) 書類の提出部数

法、省令及びこの規則に基づき知事に提出する書類の部数は、正本1部副本1部とします。

### 3 施行期日

令和5年10月1日